

## 平成13年事業所・企業統計調査の概要

### 1 調査の目的及び沿革

事業所・企業統計調査は、個人経営の農林漁業等を除く、全国のすべての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査し、我が国の事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布の実態を明らかにするものであり、国をはじめ都道府県、市町村における各種施策のための基礎資料を提供するとともに、事業所や企業を対象とする各種統計調査の母集団資料を提供するものです。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」という名称で昭和22年に開始され、翌23年に2回目の調査が実施されました。以後、昭和58年調査まで3年ごとに実施されてきましたが、昭和61年調査から5年ごとに実施されています。平成8年調査からは、企業に関する調査事項の充実を図り、調査の名称を「事業所・企業統計調査」と改めるとともに、5年ごとの調査の中間年（調査後3年）に簡易な調査を実施するようになりました。

今回の調査は、18回目に当たりますが、近年の社会・経済の状況に対応した企業情報の充実を図るとともに、IT化の進展に伴う企業活動の実態についても把握することを主なねらいとして、総務省統計局の所管により実施されました。

### 2 調査の期日

調査は、平成13年10月1日現在で実施されました。

### 3 調査の範囲

(1) 調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所を除く事業所としました。

ア 「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」、「大分類C - 漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 「大分類L - サービス業」のうち、「中分類74 - その他の生活関連サービス業（小分類741 - 家事サービス業（住込みのもの）及び同742 - 家事サービス業（住込みでないもの）」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所

(2) 次の事業所は、対象外としました。

ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内など有料施設のうち、「小分類767 - 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

イ 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

(3) 次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めていません。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

### 4 調査の種類及び調査事項

事業所・企業統計調査は、甲調査及び乙調査に分けて実施されました。

(1) 甲調査（様式別掲参照）

民営の事業所を対象とした全数調査。

なお、事業所・企業統計調査という民営の事業所とは、国及び地方公共団体以外の事業所をいいます。

(2) 乙調査（様式別掲参照）

国、地方公共団体及び独立行政法人を対象とした全数調査。

## 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- (2) 物の生産、サービスの提供が、従業者及び設備を有して、継続的に行われていること

#### 派遣・下請従業者のみの事業所

平成13年調査から、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としています。

### 2 経営組織

#### 民営

国及び地方公共団体を除く事業所をいいます。

#### 個人

個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていない共同経営の場合も個人としています。

#### 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

#### 会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国会社をいいます。

ここで外国会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその

事務所などを登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国会社とはしません。

#### 会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外のものが経営している事業所をいいます。たとえば、社団法人、財団法人などです。

#### 法人でない団体

団体ではあるが法人格のないものが事業を営んでいる場合をいいます。たとえば、同窓会、後援会、学会、労働組合などです。

#### 国

国の事業所（機関）をいいます。

#### 地方公共団体

地方公共団体の事業所（機関）をいいます。たとえば、県庁、市役所、県市町村立の学校・図書館・病院・老人ホームなどです。

### 3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従

業者としています。

#### 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

#### 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

#### 有給役員

経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいいます。

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

#### 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

一般に正社員・正職員などと呼ばれている人

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

一般に正社員・正職員などと呼ばれている人以外の人

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタ

イマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

#### 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

## 4 本所・支所

### 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。支社・支店といわれているもののほか、たとえば、営業所、出張所、従業者のいる倉庫・寮なども含まれます。

## 5 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいいます。

## 6 会社企業

会社企業とは、民営事業所のうち経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社であるもので、本所と支社を含めた全体をいいます。単独事業所の

場合は、それが（会社）企業となります。  
なお、本報告書における「企業」とは、この会社企業のことをいいます。

#### 7 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

#### 8 親会社・子会社・関係会社・関連会社 親会社

当該企業への出資比率が、50%を超える会社をいいます。

#### 子会社

当該企業の出資比率が、50%を超える会社をいいます。

#### 関係会社

当該企業への出資比率が、20%以上50%以下の会社をいいます。

#### 関連会社

当該企業の出資比率が、20%以上50%以下の会社をいいます。

#### 9 会社成立時期

商業（法人）登記簿謄本における会社成立の年月をいいます。

#### 10 会社の合併・分割等の状況

##### 新設合併

2つ以上の会社のすべてが解散して合体し、新たに会社を設立した場合をいいます。

##### 吸収合併

1つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいいます。

##### 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合をいいます。

す。  
移転

事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいいます。

##### 正式名称を変更

会社の正式名称（登記上の名称）を変更した場合をいいます。

#### 11 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいいます。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含めません。

#### 12 電子商取引の内容

##### 受注

物品、サービスの販売、配送、製造などの注文を受けることをいいます。

##### 発注

物品、サービスの販売、配送、製造などの注文を発することをいいます。

##### 配送等又はその手配

音楽、映像、メール新聞のサービスの送信、物品の配送の手配をすることをいいます。

##### アフターサービス等その他

販売した物品、サービスのアフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引をいいます。

## 利 用 上 の 注 意

### 1 事業所の産業の決め方

- (1) 事業所の産業の決め方は、主要な業務により決定することが原則です。事業所によっていくつかの異なった経済活動をしている場合は、原則として1年間の総収入又は総販売額の最も多いものによってその事業所の産業を決定しています。
- (2) 同一の経営者が、異なった場所で事業を営んでいる場合は、原則としてそれぞれを事業所とし、その事業所が行っている主な経済活動により産業を決定しています。
- (3) 管理事務を行う本社などの産業は、管理する全事業所を通じての主たる産業によって決定しています。
- (4) 季節によって定期的に事業を転換する事業所は、調査期日に関係なく1年間の収入の最も多い事業によって産業を決定しています。

- (5) 自家用の補修工事、専用鉄道、倉庫、油槽所については、主事業所の産業と同じ産業に分類しています。

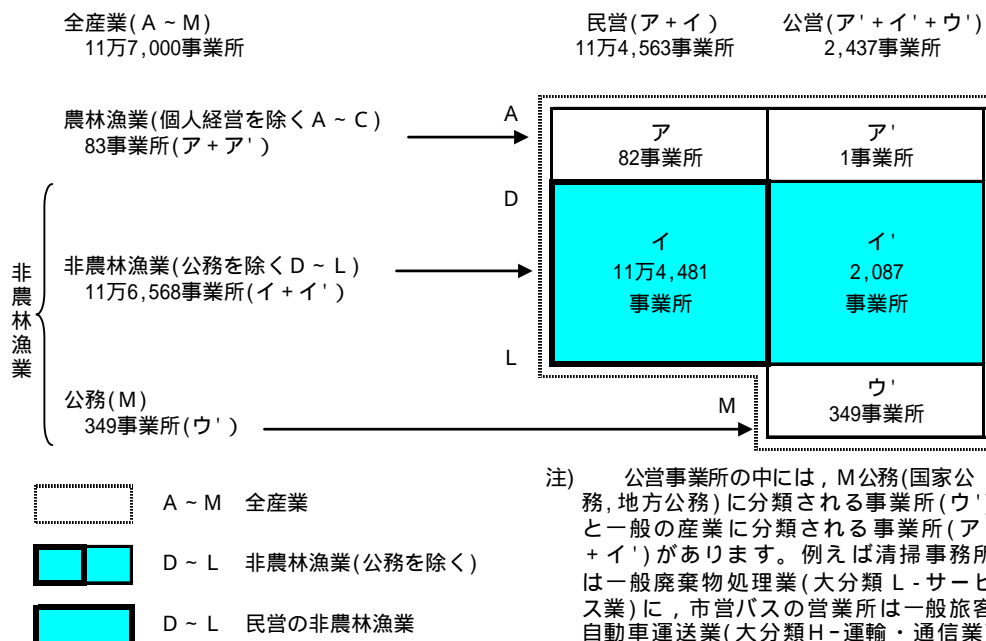
### 2 産業分類

事業所・企業統計調査の産業分類は、原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）の小分類項目を用いていますが、一部については更に分割したものを便宜小分類として用いています。これについては、巻末付2「平成13年事業所・企業統計調査で用いた産業分類と日本標準産業分類との相違項目比較表」を参照してください。

### 3 事業所の数値のとらえかた

事業所数の数値のとらえ方については、下図に示すとおりです。

図1 事業所の数値のとらえ方



注) 公営事業所の中には、M公務(国家公務、地方公務)に分類される事業所(ウ')と一般の産業に分類される事業所(ア'+イ')があります。例えば清掃事務所は一般廃棄物処理業(大分類L-サービス業)に、市営バスの営業所は一般旅客自動車運送業(大分類H-運輸・通信業)にそれぞれ分類されます。

#### 4 集計数値等について

- (1) 本報告書の集計数値は、昭和53年から平成8年は総務省統計局の集計数値を使用したため、総務省統計局公表の確定値と原則として一致しますが、昭和50年以前及び平成13年の数値は、本市独自集計の数値のため、総務省統計局の確定値と一致しない場合があります。
- (2) 時系列比較をする場合は、各調査の範囲や産業分類の項目に変化がありますので注意してください。  
なお、平成11年7月1日現在で実施された簡易な調査は、調査の範囲から国及び地方公共団体の事業所（機関）が除かれているため、本報告書における時系列比較では非掲載としています。（別掲「各回調査の範囲等の比較」を参照。）
- (3) 昭和61年以前の数値については、各調査期日現在の産業分類に基づく数値を表彰しています。
- (4) 統計表に掲載している平成3年調査の産業分類別の実数は、「日本標準産業分類」改訂（平成6年4月1日適用）に伴う新分類への再格付（組替え）後の数値です。このため、平成3年事業所統計調査結果報告（横浜市の事業所）に掲載した数値と異なりますので御注意願います。
- (5) 各統計表において、産業分類項目名が長い項目については、略称を使用しています。これについては、巻末付1「統計表に用いる産業分類項目について」を参照してください。
- (6) 単位未満は四捨五入したため、総数と内訳計とは一致しない場合があります。
- (7) 統計表の年平均増加率（年率）は、次の式により計算しています。

$$\left( \sqrt[N]{\frac{\text{当該調査年の数値}}{\text{前回調査年の数値}}} - 1 \right) \times 100 (\%)$$

- (8) 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。  
「 - 」……………該当数値がないもの、又は調査していないもの  
「0.0」、「0」…単位未満
- (9) 港北区、緑区、青葉区及び都筑区は、平成6年11月6日行政区再編成が実施され、旧港北区及び旧緑区から分区しました。  
各統計表におけるこの4区の平成3年の数値は、総務庁統計局（現総務省統計局）が現行の行政区域により組み替え、集計した数値を用いています。
- (10) この報告書の内容は、統計解析課のインターネットホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/me/stat/>）上でも御覧いただけます。
- (11) この報告書の数値は、後日総務省統計局から公表されるものと相違する場合があります。

## 各 回 調 査 の 範 囲 等 の 比 較

年 次 (調査日)	調 査 の 範 囲	調 査 の 単 位
第 10 回 昭和47年 (9月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者がいないもの及び3か月以上休業中のもの</li> <li>3 営業の場所が一定しないもの及び営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 別経営の他の事業所の構内において、 (1) 専らその事業所の従業者のためにあるもの (2) その事業所の下請け事業を行うもので他の場所に統括事務を行う本店、支店などがあるもの</li> <li>6 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所</li> </ol>	<p>事業所単位 ただし、次のものは特例としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱業の現場等は統括事務を行っている事務所などで一括調査</li> <li>2 建設業の現場等は常時請負契約を結ぶ事務所などで一括調査</li> <li>3 鉄道業の現業機関は管理責任者のいる駅、車掌区などで一括調査</li> </ol> <p>なお、公務については次のとおりとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本来の行政事務を行う国の機関は、省、庁、委員会ごとに1事業所としています。また、付属機関及び地方支分部局はそれぞれ1事業所としています。</li> <li>2 立法事務、司法事務を行う国の機関及び地方公共団体の機関についても上記「1」に準じています。</li> </ol>
第 11 回 昭和50年 (9月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業の場所が一定しないもの及び営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 別経営の他の事業所の構内において、専らその事業所の従業者のためにあるもの</li> <li>6 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所</li> </ol>	同 上
第 12 回 昭和53年 (6月15日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所</li> </ol>	<p>事業所単位 ただし、次のものは特例としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱業の現場等は統括事務を行っている事務所などで一括調査</li> <li>2 建設業の現場等は常時請負契約を結ぶ事務所などで一括調査</li> <li>3 鉄道業の現業機関は管理責任者がいる駅、車掌区などで一括調査</li> </ol> <p>なお、公務については次のとおりとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本来の行政事務を行う国の機関は、省、庁、委員会ごとに1事業所としています。また、付属機関及び地方支分部局はそれぞれ1事業所としています。</li> <li>2 立法事務、司法事務を行う国の機関及び地方公共団体の機関についても上記「1」に準じています。</li> </ol>
第 13 回 昭和56年 (7月1日)	同 上	同 上
第 14 回 昭和61年 (7月1日)	同 上	同 上

年次 (調査日)	調査の範囲	調査の単位
第15回 平成3年 (7月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 入場料などを支払って出入りする有料施設の中にある事業所</li> </ol>	<p>事業所単位 ただし、次のものは特例としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱業の現場等は統括事務を行っている事務所などで一括調査</li> <li>2 建設業の現場等は常時請負契約を結ぶ事務所などで一括調査</li> <li>3 鉄道業の現業機関は管理責任者がいる駅、車掌区などで一括調査</li> </ol> <p>なお、公務については次のとおりとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本来の行政事務を行う国の機関は、省、庁、委員会ごとに1事業所としています。また、付属機関及び地方支分部局はそれぞれ1事業所としています。</li> <li>2 立法事務、司法事務を行う国の機関及び地方公共団体の機関についても上記「1」に準じています。</li> </ol>
第16回 平成8年 (10月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 入場料などを支払って出入りする有料施設（「産業小分類767-公園、遊園地」を除く）の中にある事業所</li> </ol>	同 上
第17回 平成11年 (7月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 入場料などを支払って出入りする有料施設（「産業小分類767-公園、遊園地」を除く）の中にある事業所</li> <li>6 国及び地方公共団体の事業所（機関）</li> </ol>	<p>事業所単位 ただし、次のものは特例としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱業の現場等は統括事務を行っている事務所などで一括調査</li> <li>2 建設業の現場等は常時請負契約を結ぶ事務所などで一括調査</li> <li>3 鉄道業の現業機関は管理責任者がいる駅、車掌区などで一括調査</li> </ol>
第18回 平成13年 (10月1日)	<p>全事業所 ただし、次のものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人経営の農林水産業（獣医業を除く）、家事サービス業及び在日外国公務に該当する事業所</li> <li>2 収入を得て働く従業者のいないもの及び休業中で従業者のいないもの</li> <li>3 営業のための固定的設備のない事業所</li> <li>4 季節的に営業する事業所で、調査期日に営業していないもの</li> <li>5 入場料などを支払って出入りする有料施設（「産業小分類767-公園、遊園地」を除く）の中にある事業所</li> </ol>	<p>事業所単位 ただし、次のものは特例としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱業の現場等は統括事務を行っている事務所などで一括調査</li> <li>2 建設業の現場等は常時請負契約を結ぶ事務所などで一括調査</li> <li>3 鉄道業の現業機関は管理責任者がいる駅、車掌区などで一括調査</li> </ol> <p>なお、公務については次のとおりとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本来の行政事務を行う国の機関は、省、庁、委員会ごとに1事業所としています。また、付属機関及び地方支分部局はそれぞれ1事業所としています。</li> <li>2 立法事務、司法事務を行う国の機関及び地方公共団体の機関についても上記「1」に準じています。</li> </ol>